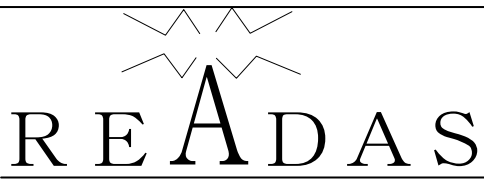


第 4552 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 8月21日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 庭内神しの敷地の評価

Q：庭内神しの敷地の評価が明らかにされたようですが、どのようになったのですか？

A：非課税の対象となることが明らかにされました。

【解説】

「庭内神し」とは、一般に、屋敷内にある神の社や祠等といったご神体を祀り日常礼拝の用に供しているものをいい、ご神体とは不動尊、地蔵尊、道祖神、庚申塔、稻荷等で特定の者又は地域住民等の信仰の対象とされているものをいいます。

これまで、「庭内神し」の敷地は、「庭内神し」とその敷地は別個のものなので、相続税の非課税規定の適用対象にはならないものとして取り扱われてきました。しかし、①「庭内神し」の設備とその敷地、附属設備との位置関係やその設備の敷地への定着性その他それらの現況等といった外形や、②その設備及びその附属設備等の建立の経緯・目的、③現在の礼拝の態様等も踏まえた上でのその設備及び附属設備等の機能の面から、その設備と社会通念上一体の物として日常礼拝の対象とされているとよい程度に密接不可分の関係にある相当範囲の敷地や附属設備である場合には、その敷地及び附属設備は、その設備と一体の物として相続税の非課税規定の適用対象になるものとして取り扱うことに改められました。なお、この取扱いは、既に相続税の申告をされた方であっても、相続した土地の中にこの対象がある場合には適用されることとなっています。

